

議案第51号

特別区道の路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成24年6月11日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の認定（重複）に伴い路線を廃止する必要がある
ので、本案を提出いたします。

特別区道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次の
ように廃止する。

記

路線名	起 終 点 点	幅員、延長等
葛929号	葛飾区西亀有四丁目2番1地先から 葛飾区亀有五丁目227番3地先まで	別紙図面表示 のとおり

葛飾区特別区道路線廃止 略図

(西亀有四丁目及び亀有五丁目地内)

—— 特別区道路線

--- 区有通路

■ 廃止する特別区道路線 (葛929号)

幅員 4.00メートル～6.01メートル

延長 965.23メートル

面積 4,808.93平方メートル

